

ID: 76

担当部署: 企画部 国際文化推進室 国際文化推進課

処分の概要	資料の館外貸出しの許可						
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市谷崎潤一郎記念館条例 第7条第1項						
例 規 番 号	昭和63年条例第7号						
【根拠条文】 (資料の館外貸出し) 第7条 教育、学術若しくは文化に関する機関又は団体等が資料の館外貸出しを受けようとする場合は、市長の許可を受けなければならない。 2 前項の貸出しは、無料とする。ただし、市長が必要と認めるときは、別表第3に定める額の貸出料を徴収することができる。 別表第3(第7条関係) <table><tr><td>区分</td><td>貸出料(1件につき)</td></tr><tr><td>館外貸出し</td><td>10,180円の範囲内において市長がその都度定める額</td></tr></table> 【基準】 根拠条文に同じ。				区分	貸出料(1件につき)	館外貸出し	10,180円の範囲内において市長がその都度定める額
区分	貸出料(1件につき)						
館外貸出し	10,180円の範囲内において市長がその都度定める額						
標準処理期間	1日						
備考							
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和6年4月1日				